

○内閣府令第 号
経済産業省

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十号）の施行に伴い、及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年 月 日

内閣総理大臣 菅 義偉

財務大臣 麻生 太郎

経済産業大臣 梶山 弘志

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府令第一号
経済産業省

）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の

傍線を付した部分のよう改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

		改 正 後	改 正 前
		(専門子会社の業務等)	(専門子会社の業務等)
第六十九条	「略」	第六十九条	「同上」
2	「略」	2	「同上」
3	法第三十九条第一項第二号及び第二号の二に規定する主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。	3	法第三十九条第一項第二号に規定する主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。
「一・五 略」	「一・五 略」	「一・五 同上」	「一・五 同上」
4	「4・5 略」	4	「4・5 同上」
6	法第三十九条第一項第七号及び第四十条第七項に規定する主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。	6	「同上」
「一・九 略」	「一・九 同上」	「一・九 同上」	「一・九 同上」
十	合理的な経営改善のための計画（商工組合中央金庫、銀行、銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第十六条の八各号に掲げる者、保険業法第二条第二項に規定する保険会社（同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。）、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社若しくは保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会	十	合理的な経営改善のための計画（商工組合中央金庫、銀行法第五十二条の六十一第一項に規定する銀行等、保険業法第二条第二項に規定する保険会社（同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。）、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社若しくは保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会

該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

「イ・ハ 略」

十一 「略」

〔7～9 略〕

10 法第三十九条第一項第八号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社（同号に規定する持株会社をいう。以下同じ。）が次条第一項各号に掲げる業務を當む場合にあつては、当該業務は主務大臣等が定める基準により主として商工組合中央金庫、その子会社又は第四項各号に掲げる者の當む業務のために當むものでなければならぬ。

〔一・二 略〕

三 信託専門会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十一号から第四十五号までを除く。）に掲げる業務を當むもの（子会社として法第三十九条第一項第一号の二、第二号、第三号及び第四号に規定する会社を有しない場合に限る。）

四 法第三十九条第一項第一号、第二号の二、第六号又は第七号に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次

社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

「イ・ハ 同上」

十一 「同上」

〔7～9 同上〕

10 「同上」

〔一・二 同上〕

三 信託専門会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十一号から第四十五号までを除く。）に掲げる業務を當むもの（子会社として法第三十九条第一項第一号の二から第四号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

四 法第三十九条第一項第一号、第六号又は第七号に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号

条第一項各号及び第二項各号（第三十一号から第四十八号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

〔五〇七 略〕

11
〔略〕

（商工組合中央金庫の子会社の範囲等）

第七十条
〔略〕

2 法第三十九条第二項第二号に規定する主務省令で定めるものは

、次に掲げるものとする。

〔一〇十 略〕

十の二 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第三項に規定する保険媒介業務（第三十八号において「保険媒介業務」という。）

〔十一～三十五 略〕

三十六 保険会社又は少額短期保険業者の保険業に係る業務の代理（第十号、第十号の二及び次号に掲げる業務に該当するものを除く。）又は事務の代行

三十七
〔略〕

三十八 保険募集又は保険媒介業務を行う者の教育を行う業務

〔三十九～五十 略〕

〔3～8 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

及び第二項各号（第三十一号から第四十八号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

〔五〇七 同上〕

11
〔同上〕

（商工組合中央金庫の子会社の範囲等）

第七十条
〔同上〕

2
〔同上〕

〔一〇十 同上〕

〔号を加える。〕

〔十一～三十五 同上〕

三十六 保険会社又は少額短期保険業者の保険業に係る業務の代理（第十号及び次号に掲げる業務に該当するものを除く。）又は事務の代行

三十七
〔同上〕

三十八 保険募集を行う者の教育を行う業務

〔三十九～五十 同上〕

〔3～8 同上〕

附 則

この命令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。